

「高知県産業廃棄物処理指導要綱」の一部改正（案）についてへのご意見に対する考え方

高知県林業振興・環境部環境対策課

1. 意見公募期間：令和8年7月7日（火）から令和8年8月5日（水）まで
2. 意見提出：計6件（個人2名、法人1団体）

NO	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	今回の改正では、協議手続の簡素化と協議対象の見直しが示されていますが、環境保全上の安全性が従来と同等以上に確保されることを県民が理解できるよう、十分な説明と情報公開を要望します。 制度の簡素化自体に反対するものではありませんが、県民の理解と信頼を得るためには、改正の根拠や効果を客観的なデータに基づいて説明し、改正後も継続的な情報公開と検証を行うことが重要であると考えます。 1. 協議手続の簡素化について 協議手続の簡素化により審査が形骸化することのないよう、審査項目や判断基準を明確に公表してください。また、現行要綱と改正案を比較し、「省略される確認事項」と「引き続き確認する事項」を一覧で示し、審査の質が維持されることを分かりやすく説明してください。 さらに、協議手続を簡素化しても環境リスクが増加しないと判断した根拠やデータがある場合は、その内容を公表してください。	県外産廃協議は、県内に持ち込まれる県外産廃を高知県が把握するとともに、適切に処理されることを高知県が確認することを目的としています。 このため、審査項目は廃棄物の委託先であり、廃棄物の性状を踏まえ、適法な廃棄物処理業者に委託していることを判断基準としています。 改正後の様式においても処理業者を記載していただくこととしているため、今後も審査内容に変化はなく、協議手続の簡素化に当たって環境リスクが増加する要素はないと考えます。
2	2. 県外産業廃棄物の受入れについて 協議対象の見直しにより、県外産業廃棄物の搬入量や種類にどのような影響があると見込んでいるのか、その分析結果を示してください。また、改正後の搬入量や処理実績について定期的に公表し、県民が受入状況を確認できる仕組みを設けてください。	今回の改正は、現在の指導要綱が、廃棄物処理法を超えて過度に事業者を規制しているおそれがあることから、再生利用を伴わない処分についても協議に応じることにするものです。 県外産廃の搬入は、距離に伴う輸送費がかかるため、再生利用を伴わない県外産廃の県内処理が急激に増えることはないと考えていますが、協議に応じることから県内搬入量が一定増加する可能性はあると考えます。しかしながら、協議は適正処理が前提となっており、適法な廃棄物処理業者に委託されていることを確認することとしています。 次に、搬入量等の公表につきましては、環境省が、毎年度「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」により、都道府県域を超える廃棄物の広域移動を調査し、公表しています。

3	3. 情報公開について 協議結果、搬入量、処理施設、処理内容などについて、県ホームページで継続的に公開し、住民が容易に確認できるようにしてください。	県全体の移動量につきましては、前述の「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」をご確認ください。具体的な処理施設、処理内容などにつきましては、個別企業の情報になりますので、一律公表は適切ではないと考えております。 なお、情報の公開につきましては、情報公開条例に基づく手続きが可能です。
4	4. 監視体制について 手続を簡素化する一方で、不適正処理を防止するため、立入検査や搬入実績の確認など監視体制を維持・強化してください。 また、立入検査の実施状況や不適正処理の発生状況などを定期的に公表するとともに、改正後一定期間経過時点で制度の効果を検証・評価し、必要に応じて要綱を見直す仕組みを設けることを要望します。	高知県では、廃棄物監視員を各福祉保健所ごとに配置し、不法投棄、不法焼却、不適正処理の監視パトロールを行っており、引き続き、適正処理に向けた監視、指導を行ってまいります。 また、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業者の許可更新時などに立入検査を実施し、適正処理指導を行っており、立入検査の件数などを林業振興・環境部が発行する「森林・林業・環境行政の概要」により公表しています。 さらに、産業廃棄物処理業者の許可の取消し及び業務の停止処分を行った場合には環境対策課のホームページで処分の内容を公表しています。 指導要綱については、これまでも必要に応じて見直しを行ってきており、今後も適正処理の推進のために、不断の見直しを行ってまいります。
5	県外産廃の受入れについて前向きにご検討いただき、ありがとうございます。 (気づいた点) 改正要綱(案)第13条第3項の優良認定事業者に、政令第6条の11第2号(産廃処分業優良事業者)と政令第6条の13第2号(特管収集運搬業優良事業者)が抜けています。	ご指摘ありがとうございます。 以下のとおり修正して改正します。 誤：政令第6条の9第2号又は政令第6条の14第2号に規定する者 正：政令第6条の9第2号、政令第6条の11第2号、政令第6条の13第2号又は政令第6条の14第2号に規定する者
6	県外産業廃棄物処理(受託)協議について、書類のフローは排出事業者⇒協議者⇒高知県です。 受付した高知県にて協議書記載事項に不備があった場合、協議者を通じて修正を依頼しています。差し支えなければ、協議者を介さずに直接ご指導願いたく、協議書類を排出事業者から直接高知県に提出することの検討をお願いできないでしょうか？ 他県の事例で、岐阜県は排出事業者が届出しています。	県外産廃協議は、これまで、排出事業者又は受託処理業者を協議者としていました。 しかし、県外産廃協議は、県内に持ち込まれた県外産廃が適切に処理されることを高知県が確認することを目的としています。 そのため、排出事業者から協議するのではなく、処理を行う受託処理業者から協議することで、確実に適正処理が行われることを担保することができるものと考えています。 これまでの実績でも、受託処理業者が協議するようお願いしてきており、今回の改正に当たり、協議者を受託処理業者に整理したものであり、ご理解いただきたいと思います。